



とよなか人権文化まちづくり協会

第9号(2005年12月)

な い よ う

- 巻頭コラム「人権週間に思う」/2
- レポート「参加型学習で企業人権協と交流会」/3
- 2005 部落問題は今、研究会「新聞は部落問題をどう伝えてきたか？」/6
- よもやま話・市同促 50 年「克明小学校の沿革と部落問題」/10
- 転載・部落差別をみつめる(13)「特別措置法時代の後半期に身を置いて」/12
- 楽遊ガイド「金曜日の夕刊とオダギリジョー」/16
- 紹介「文部科学省『人権教育のための指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕』に対するパブリックコメント」/17
- 蛍池地域から「スポーツ交流で人権のまちづくり」/22
- 豊中地域から「部落問題を軸に出会いとつながりを」/23
- あとがき/24

【領家穰（会長）】

今年もまた人権週間の季節になった。いまや「人権週間」ということばは一種の季語である。

毎年この時期を中心にいろいろな行事が営まれるが、1年1回だけ“人権週間”というイベント週間を設けるということは、考えようによっては、その残りの51週間は何をしているのであろうかと考える。確かに「人権」ということばに馴染みのなかった時期に、“人権週間”を設けて“人権”について勉強することは意味があったように思われるが、この勉強会がどの位“人権意識”を人々の間に根づかせたであろうか。“人権週

間”を主催している人々の“日常”の仕事振りを思い起こしてみると、考え込まざるをえないのが現実である。

確かに旧ハンセン病患者が不当な隔離に対して裁判を興して勝ち取ったり、家庭内暴力に対する反省の風潮が興り、救済の制度が整備されるなどという傾向が生まれたことは事実であるが、JR西の福知山線事故とその後の一連の出来事を見ていると、JR西を経営・管理している人々は、本当に「人命を預かっている」という意識をもっているであろうか。事故の現場に、毎月25日が来ると、花や線香を供え、この事故でなくなった人々を供養する行事ばかりが目立って、このような事故を二度と起こさないようにしようという意気込みは感じられないように思うのは、わたしだけであろうか。

「事故調査委員会が審議中だから」と発言を控える経営者や事故減少への技術的な装備設置といった努力が宣伝されるが、これらの技術の中心と考えられるATS（列車自動停車装置）が、担当者の一存で定められた規則通りに設置されていなかった、すなわち定められた速度を超えたときに、自動的に停車するはずの車が停車しなかったという個所が全国でたくさんでてきたなどと報道されると、ATS設置もこれを



'05 啓発活動重点目標・人権擁護委員周知ポスター

担当・管理する人々の“人権”意識の薄さを浮き彫りにしただけのように思われる。

現在の人権週間は単なるイベントになっているに過ぎない。「人権」はスローガンに過ぎない。「人権」をスローガンから「本当のモノ」にする必要があるように思われる。“人権”は憲法の中に定められているコトではなくて、一人ひとりの人が日常絶えず、自分自身だけでなく、関係する人々すべての人の“いのち”に関係していることを自覚して注意するコトである。

“仕事”は“仕事”と割り切って、“乗客”の“いのち”は保障金の額の問題にすり替えられていないであろうか、といった反省が、「人権」をスローガンから“本当のモノ”にする方法である。“差別”は他人事で、差別されている人の血のどろくような叫びを、“自分とは関係ないコト”として聴こうともしない

ということはないであろうかといった反省をもつことである。

困っているヒトが困っているという訴えを、「アのひと」のコトとして見逃していなうだろうかとか、“本当に困っているヒト”は発言さえもできないでいるといったコトを反省することが、“人権週間”の次の目標になるのではないだろうか。この反省が現状の点検につながるコトこそ、“いま”わたしたち一人ひとりに課せられた“人権”の中味でなくてはならない。

他人事として、世間とはそういうモノなのよ、などといって「おかしい」「間違っている」と思いながら見逃すことをやめて、気づいたらすぐにことばに出して、声を掛けあって考え直し、異議申立てをすとか質問することを始めよう。これが人権を守る途であり、保証体制づくりに連なることになる。“人権”は自分で護るものである。

レポート

参加型学習で企業人権協と交流会

10月26日に豊中企業人権啓発推進員協議会(岸本賢一会長:パナホーム株式会社)との交流会を57名の参加で行いました(協会18名、企業人権協31名、行政8名)。

今年は、講演の代わりに参加型学習の体験をしていただくとう、「結婚」についてのワークショップを企画しました。ファシリテーターを協会職員(森山、松

波)が担当しました。

参加者を8グループに分けた後、「私の彼は、サーファー」の題で、ハワイに留学している20才の娘が、40才のサーファーと結婚したいと両親と話し合いする場面を各グループで娘役、賛成する親役、反対する親役に分かれてディベートしました。結婚についての

価値観を出し合い、そこにある常識（社会規範）に気づくための設定です。議論したことをいくつかのグループから発表してもらいました。反対する親とか彼についての設定は各グループに任せたとこ、反対する親を父親、賛成する親を母親と設定したのは7グループになりました。また、彼をアメリカ人としたのも7グループでした。こうしたことも考える材料としてまとめを行いました。

次は、2000年に起きた豊中市民による結婚差別事件を討議素材にした「結婚差別」でした。「なぜ同和地区と言うことで反対したのか」「どうすれば、誰がいれば事件は起きなかったか」のテーマでグループ討議を行いました。部落と言うことで何故反対するのか。その不合理なことやそのことによって人はどのように傷つくのか。周りにいる人はどうすればいいのか。はじめの「サーファー」で話し合ったことと結婚差別の時に話し合ったことがどう繋がるのか。話し合った内容を発表してもらい、まとめを行いました。

全体で90分でしたが、時間が足りないという意見が参加者アンケートでも多く出ていました。十分な時間をとれませんでした。おおむね好評でした。参加型学習の体験ということで、自ら考え・参加する学習方法の紹介はできたのではないかと思います。

つづいて、企業の取り組みの報告をパナホーム株式会社から、行政の取り

組みの報告を「就労支援センター（労働会館）から受けました。

【八塚勇一（事務局）】



ファシリテーター役をつとめて

交流会に参加するのも、ファシリテーター役をするのも初めてでした。説明不足に早口が重なり、理解できずにとまどっている方が多く見られました。まとめ役として一緒に進行してくれた松波さんの存在がとても大きかったです。彼女のおかげで何とか無事に終えられたと思います。大半の参加者がワークショップに参加するのは初めてだったようで、「すごくいい経験でした」という意見や、「正直、いまさらこんなことさせんといてほしいって思った」など、素直なコメントが聞けました。

テーマは「結婚」で、参加者自身が問題に気づき、答えを出していきます。聞いてればいいだけの講演で慣れてしまっている人たちにとって、ワークショップは時間が過ぎるのは早かったけど、少ししんどかったかもしれません。

この交流会を通して感じたことは、自分自身で経験しないとわからない、相手の痛みを理解できないまでに私も含めて人間は落ちぶれてしまったのか、自分のことだけで精一杯なのかな、という思いでした。悲観的になっているワケではありません。人の心が豊かじゃないこの時代だからこそ、参加型学習が注目され、さまざまな手法が試されていると思います。具体的に掘り下げて見えてくる問題点や対立点。たくさんの方のことを研修で学びました。そこで何かに気づく人たちがたくさんいると思います。私もそのうちの1人です。

今回、交流会に参加された企業の方々が、結婚に対する価値観の違いや部落差別がいまなお続いていること、そういったなかの何か一つでも自分の中に受け止めて持って帰っていただければ嬉しく思います。

【森山輝子（事務局）】



「部落地名総鑑事件」とは？

1975年11月、差別図書「部落地名総鑑」がダイレクトメールを使って販売されていることが明らかになりました。ダイレクトメールの内容は、採用において被差別部落出身者を排除することをそそのかすものとなっており、書籍の内容もその目的にしか使えないものでした。「部落地名総鑑」には、全国の部落の地名・所在地・戸数・主な職業などが記載され、1冊5000円から5万円程度で販売されていました。購入者の大半は企業であり、日本を代表する大企業も数多く含まれています。購入動機は採用にあたって部落出身者を調べるためでした。この事件の反省を契機に企業での部落問題や人権問題の啓発・研修が広く行なわれるようになりました。また、行政機関による採用差別を防ぐための啓発、地方自治体での身元調査を規制した条例の制定など差別撤廃にむけた取り組みも前進しました。

「豊中企業人権啓発推進員協議会」とは？

1975年の「部落地名総鑑事件」は大きな社会問題となりました。労働省（現：厚生労働省）は、1977年に「企業内同和問題研修推進員（現：公正採用選考人権啓発推進員）」制度を定め、一定規模の事業所（25人以上雇用する）に、企業内で適正な採用選考システム等の確立等に中心的な役割を果たす担当者を設置することになりました。それをうけて企業の自主的な人権啓発組織が設置されるようになり、豊中でも1981年に設立され、部落問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のためのとりくみをおこなっています。

2005 部落問題は今、研究会

その（２）「新聞は部落問題をどう伝えてきたか？」

～ 中川健一さんの問題提起を受けて、議論する～

この研究会は、部落差別がなぜあるのか？差別事件をどうとらえるのか？など今日の部落問題をめぐる課題の分析をし、認識を深めることをめざす場として昨年度にスタートしました。今年のテーマは「部落問題はどのように伝えられているか」で、その2回目をジャーナリストの中川健一さんを招いて、10月21日に行ない、ました。



■ 差別的な報道が多かった 戦前の報道

明治以降、欧米の影響で日本でも新聞ができていきますが、「部落問題辞典」の「新聞」の項によりますと、明治10年頃から部落問題が新聞に載り始めます。とくに自由民権運動のうねりのなかで中江兆民が大阪で「東雲新聞」を1888年頃に発刊し、「新民世界」という論文を書いています。みんな口々に自由や平等をいうのだけれども、そう叫ぶ人たちが実際は部落民を差別している、部落民の解放があって初めて全ての民衆が解放されるんだという当時としては画期的な論文を発表しています。

こういうすばらしい論文がある一方で、非常に差別的に報道するものが多かったということです。当時の新聞小説などには、部落を“悪の温床”、視するなど差別的な内容や、猟奇的な見方もたくさんあり、全体としては部落差別を野放しにする報道がされていたと

いうことです。その一つが「博多毎日新聞社差別事件」で、1916年（大正5年）に「浮世絵のぞき眼鏡」というコラムに、「人間の屍体を元素に還す火葬場の隠亡」という見出しで福岡の被差別部落に対する差別記事を掲載しました。これに対して被差別部落の人々が同社に激しく抗議しました。ところが、350余人が検挙されて騒擾罪が適用されて、うち47人が有罪判決を受けました。差別をする方は開き直って、差別に抗議した方が徹底的な弾圧をくらっています。

差別された方が痛めつけられることにはもう我慢がならないということで、その後の「米騒動」を経て、1922年に全国水平社が自らの力、運動によって全人類の解放をめざそうと結成されるわけです。水平社が燎原の火のごとく広がって報道もふえ、差別的な記事も減っていった。しかし、日本が軍国主義の暗黒の時代に入っていくなかで、部落問題の報道が押さえ込まれていくこととなります。

■タブーを越えた 「部落三百万人の訴え」

戦後、積極的な報道というのは長らくなかった。なぜかと言いますと、戦前から部落問題について報道すると糾弾されたりしてややこしい、そういうことはタブーにしておこうということが新聞社の中に強くあったからだと思えます。

タブー視というのは「臭い物にふたをする」ということで、これも差別の一つの形態だと思えますけれども、とにかく部落問題についてはふれない、ふれなければ安全だということが続いたということです。もう一つは、戦後封建的な遺制と思われていた差別問題も、民主化が進むなかで解消されるのではないかという考え方もあったという気はします。

だいたいマスコミが部落問題を取りあげるようになるのは、紙面で差別記事を出し、抗議されて、その反省として、部落問題を熱心に取り組みますと約束して、連載を始める、あるいは社内で勉強会をする。しかし、それが2年、3年たつとほとぼりがさめて、また差別



事件がおこるとい
う繰り返
しになっ
ているわ
けです。

部落問

題を本格的に正面からとりあげた企画ということでは、朝日新聞が1956年に「部落三百万人の訴え」というキャンペーンがあったわけですが、これも「文壇は特殊部落だ」という文芸評論家の寄稿を掲載したことをめぐって糾弾を受けて、それに対する反省として連載をしたわけです。

「部落三百万人の訴え」以降、それぞれの新聞が部落問題を比較的積極的にとりあげるようになり、地方新聞にもいろんなとりくみが広がっていった。1980年には「京都新聞」の「解放への日々」と言う記事がスタートしました。このシリーズは18年間にわたって部落問題をはじめとする人権問題に鋭く切り込む企画をやった。80年には「西日本新聞」が「君よ太陽に語れ」という連載で日本新聞協会賞を受賞しました。

この受賞と京都新聞の「解放への日々」が本になったということで1980年に大阪で祝う会をしました。そのときに水平社以来のリーダーでありました奈良の米田富さん、当時80何歳だったと思いますが、杖をついてこられて、「日本のマスコミは部落問題をずっとタブー視してきたけれども、西日本新聞の『君よ太陽に語れ』が日本新聞協会賞を受賞したことによって、これまで部落問題をシャットアウトしてきたマスコミが少し門戸を開いた。この門戸を閉じることなく、さらに広く開いてくれ」と訴えたのが非常に印象的でした。

■ 事件は報じるが、部落問題は解決したという意識

「部落解放・人権年鑑」（部落解放・人権研究所編）の2004年版をみると、福岡の西日本新聞が「特措法が失効してから1年」という特集で「同和問題はひとまず生活環境面での整備を終えた格好だ。しかし、根強い差別意識など多くの残されたまま。失効は人権確立への序章に過ぎない」と正しく指摘しています。

差別事件に関しては、徳島新聞が「人形浄瑠璃で狭山事件無罪訴えの取り組み」それから「石川一雄さんのお連れ合いが夫の再審開始を求める手紙を最高裁に出した」ということを紹介しています。東京都内の解放同盟関係者宅や周辺に差別・脅迫手紙が大量に送られた大変な事件については多くの新聞が報道しました。インターネットによる差別流布やプライバシー侵害の深刻化についても各紙が差別助長につながるという記事を書いています。奈良では市町村が差別を許さない「ネット監視」のとりくみをしているという記事も出ています。国連人権教育の10年については、マスメディアも人権教育にとりくむ特定職業の一つにとりあげられているんですけどもあまりとりあげてない。

全体として、行政についてもたぶんそういう傾向もあるやに聞いていますけども、法律が切れたということをもって、もう部落問題は解決したというような意識がマスコミのなかにも根

強いのではないかと思います。

■ 「ハンセン病問題」報道の過ちに学ぶべき

なぜマスコミが部落問題をはじめ人権問題についてもう一つ積極的になれないかということですが、例えば民間企業などでは社内での人権研修とかいうとりくみも進んできていますけれども、マスコミの場合は差別事件がおこったときに研修をやる、あるいは何回か記事を連載して、それで数年たてばまた元の木阿弥になるという傾向が強いわけです。その病根というのは非常に深いわけです。

部落問題と直接関係はありませんけども、今年、ハンセン病問題に関する検証協議会が最終報告書を出しましたが、この中でマスコミについてもかなり詳しくふれています。記者や編集者の差別・偏見が報道に消極的な姿勢をとる大きな要因となった。記者の多くはハンセン病問題に不勉強で、療養所に足一歩も踏み入れることもせず、取材体制も弱かった。その結果、隠蔽された人権侵害の救済に無力だったと指摘しています。

そういうハンセン病問題報道の過ちは日本の戦後メディアが構造的に抱え、克服しえていない問題に起因していると言ひ、再発を防止するためには、記者個人が世間の常識や国の政策について安易に現状を追認せず、懐疑的な目で正邪を問い直す姿勢を貫かねばならない、マイノリティの声に耳を傾け、その

声を社会に伝えるために努力と工夫を怠らないことだ、そして、報道機関は社会に訴えるべき問題が水面下で眠っていないかどうか、掘り起こしにもっと力を入れなさいということを指摘しています。

話を聞いて

今日の部落問題に“光”をあてたい

「部落問題と新聞」をめぐるほぼ1世紀の歴史を聞いたが、もとより1時間や2時間で語り尽くせるものではない。

質疑では、「部落問題の取材記事が減っているような気がするが、法律が切れたことと関係があるのか?」「どの新聞読んでも全然個性がないが、これはジャーナリズムの終焉だと思う」「差別事件を起こして反省をして、記事にしてという流れが一方であるが、そうなるとマスコミ自身が差別事件を起こさないといけないのか?」などが出された。

これに対して中川さんからは「やっぱり法律が切れて以降、何となく問題が終わったということもある。人権問題もその時々の特レンディーがある。記者の原点は現場できちんと取材することだが、今の記者は現場へ行って取材しないで、発表に頼って書いてしまう。人権記者システムというのを作って、全ての記者が必ず1年か2年は人権記者になるということをしている新聞社もあるが、みんながそういうことをやっていくことも大事」との指摘が

この厳しい指摘は部落問題にも通じるものであり、報道機関として学ぶべき大きな反省点ではないかと思います。



あった。

部落問題が解決したかのような状況が広まりつつあるなかで、さまざまな人権課題がクローズアップされてとりくまれていることは、部落問題を解決する土壌をつくるという意味では非常にいいことだが、部落問題がますます後景化していつている状況がある。部落問題にマスコミの関心を引き起こすためには、「事件待ち」でなく、それとはちがった回路を探さなければならない。

その背景には、「特別措置法」が33年間経過するなかで、「答申」がいう実態的差別はほぼ解消されて、かつてのように顕著に実態がわかる状況ではなくなり、部落差別がどこに・どうあるのかということがなかなかわかりづらくなっていることがある。そこに切り込んでよりわかりやすくアピールすることが必要だと改めて思った。

【佐々木寛治（事務局）】

よもやま話 「市同促」50年

克明小学校の沿革と部落問題

【溝口正美（理事）】

第4号のよもやま話で「これからは教育や!」と題して、マスコミによる差別事件、子ども会活動、児童館建設に至る経過などについてふれましたが、今回は克明小学校について述べようと思います。

豊中市内の小学校は地名を採用して校名としていますが、一校だけ地名でない学校があります。それは1874年創立の6番小学校で、現在の克明小学校です。

豊中地域における小学校のはじまりは、現在の市域から新田と庄内地域を除く37ヶ村の組合立第壱番小学校で、旧麻田藩の居城をゆずりうけて1873年11月15日にたてられました。

1872年に「村に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」の名目が出された学制公布によるものでした。当時の学校制は、全国を8大学校区にわけ、区ごとに大学をおき、1大学校区を32中学校区に、1中学校区を210学区にわけ、それぞれ中学校・小学校をおくものでした。当時の豊中地域の村々は、第3大学区、第4中学区、第16区、第2小区という学区に属していました。

1874年の4月には、遠隔であり児童の通学が困難であるためとして、熊野田

村がまず分かれて学校を設置しました。以後1877年までに2~6ヶ村立でそれぞれ独立していきましたが、6番小学校だけは独立した村でもない南之庄単独でたてています。麻田村までは他の村に比べてそんなに遠い所でもないし、独自に学校の経費を負担する苦しさを考えると、1番小学校に通うほうが有利であったはずで

す。克明小学校の沿革史には「単二、一部落ヲ包有スルノミニテ生徒数モ亦僅少ナリ」とあるように、生徒の数もわずかであったことを考えると、そこにはきびしい差別の現実と、教育に対するムラの人々の熱い思いが伝わってきます。

1881年に、6番小学校と9番小学校が合併して轟木小学校となりました。1888年には豊中村ができ、そのときに轟木小学校と桜塚小学校をあわせて、克明尋常小学校と名前を改めています。克明という校名については「書経」の



「克明峻徳」(克く峻徳を明らかにす)からとったとされていますが、他の学校のように、なぜ地名としなかったのかの説明はありません。

ムラの言い伝えとして先輩から聞かされているのは、信行寺の6番小学校で教鞭をとっていた、村の年行事中西権右門の子中西克明(文久3年生まれ、長崎にて蘭学を修め医者となり明治30年没)の名前からとったものだということ。

1918年大阪府救済課が、府内の被差別部落の実態を調査し、「部落台帳」としてまとめています。教育のようすでは「特設学校ナシ、豊中村小学校ニ於テ混合教育ヲナス。当教師中之ヲ侮蔑スル者モ、アル模様ナリ」とあり、注目すべきは「混合教育」という差別的なことばと、克明小学校の教師の中に、ムラの子どもを侮蔑・差別するものがあると記されていることです。当時の克明

小学校における差別的な状況を表しています。

就学では80%、出席は50%とあり、子どもたちが学校に行きにくかったことがわかります。ムラの人たちの学業程度については、80%以上の人が無学であるとかかれています。学ある人も76%以上の人が小学校卒業程度となっています。

市同促を結成した当時の克明小学校や第五中学校は、市内における進学校として校区外の児童生徒の越境通学受け入れ校でした。そこではムラの子どもたちは必然的に切り捨てられていました。わずかに一部の先生方が、個人的に献身的な取り組みをされているだけでした。学校総体の取り組みになるのは、同対審答申、そしてムラの人たちによる主体的な解放運動の立ち上がりを待たなければなりません。

情報BOX

とよなか

人権文化のまちづくり講座「地域から発信する人権文化」

～女性差別・部落差別へのとりくみから～

◆12月9日(金)午後7時 ◆豊中人権まちづくりセンター

◆はなし 岸本厚美さん(ささやまCAP代表) 参加無料

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*

人権問題学習講座

「人権行政と地域づくり」を考える 松本城洲夫さん

12月15日(木)午後7時15分

蛭池人権まちづくりセンター 参加無料

「特別措置法時代の後半期に身を置いて」

【大源文造】

“解放”(解放同盟豊中支部機関誌)のこのコーナーについては、以前から知っていましたし、一通りは読んでいました。ただ、私に順番が回るなんて、正直言って思ってもいませんでした。確か、第3回「人権サロン」に対する重本洋輔さんの感想文からスタートして、さまざまな方が「部落差別をみつめる」をテーマに思いや考え、さらには、ご自身の振り返りなどが綴られる中で、少しでも部落問題の解決に向けて、なにかを伝えあい、気づきあえるような、そんな人から人へのバトンタッチとして連載されており、佐々木さんのコメントも含めて、これまで興味深く拝見してきました。

さて、部落差別をどのようにみつめてきたのか、ということについてですが、私自身の簡単な自己紹介とあわせて、これまでの振り返りをする中で、少し整理してみたいと思います。

同和对策課に配属

私は豊中市役所の職員で、現在、52歳の男性です。職場は環境部、環境政策室です。(ご存知ない方もおられると思いますので、最低限のプロフィールです)

豊中市役所に就職したのは、今から31年前、1974年の4月です。最初に勤務したのは収入役室というところで6年間勤務しました。その次が民生部の庶務課というところで、8年間勤務しました。そして、三つ目の職場となるのが、同和对策部、同和对策課です。現在では人権文化部と部の名称も変わりましたし、課の名称も人権企画課と、大きく変わってしまいました。

さて、この三つ目の職場となった同和对策課ですが、市役所生活の中でも、決して忘れることのできない、そして、私自身の人生観そのものにも大きな影響を与えた職場であったと思っています。



1988年4月、今と違って内示(人事異動前にどこへ配属になるか通知すること)がなく、いきなり辞令公布でした。同和对策課勤務を命じると書かれた辞令を持って、同和对策課の事務室に、あいさつに行きました。当時、山田さんが部長で、その時のことは今も忘れません。山田部長に辞令を見せてあいさつをしたのですが、部長は立ちながら「よう来てくれた」と手を差し出し、握手してくれたんです。その時の山田さんの手の温もりは未だに覚えています。

部落問題との出会い

山田部長の手の温もりから、気がつけば、なんと15年間、部や課の名前は

変わっても、私自身はずっと同和行政に携わることとなったのでした。振り返ると、あまりにもいろんなことがあって、うまく整理が出来ないのですが、とにかくにも多くの出会いがあった15年間でした。

同和対策課に初めて勤務した日、不安と緊張感で一杯、なにをしたらいいのかもよく分からず、ただただ上司や先輩職員の様子を見ていた時に、一本の電話がありました。「大阪国際空港で差別落書き発生…」その第一声を受け、職場のムードは一変し、ただならぬ緊張感が走りました。初日の私にも、それは十分すぎるぐらい伝わりました。そうこうしている内に、カメラの用意、トレース紙、スケール、消去セットの用意など、差別落書きへの対応のための準備がすすめられます。

「大源君、一緒に出動や」、なにがなんだかわからない内に、用意された機材を運び、気がつけば空港をめざす車の中。これからどうなるのか、なにをするのか、何分勤務初日、説明を受ける間もなく、現地へということでした。

大阪空港に着きますと、空港関係者の案内で、差別落書きが書かれていた男子トイレに、そこにはすでに豊中、蛍池の両支部をはじめ、同和教育室からも職員が来ていました。落書きの内容は、個人を特定するような内容ではありませんが、明らかに部落差別を扇動するような内容でした。私たちは、写真撮影を行うとともに、落書きの大きさや形状なども記録した上で、最後に消



去するということでした。私の役割はそれらを記録した上で、持参していったシンナーを使って拭き消すことでした。

ここまでの作業が終わった段階で、集まった関係者によって、発生から消去までの経過の確認、差別事象の発生状況などの情報交換、さらには再発防止に向けての意見交換などが行われたあと、解散となったのでした。

私にとって、その日は本当に長く感じた一日でした。そして出勤初日の感想としては、正直なところ落書き一つに大変だなと思っていました。もちろん、それまでにも研修などを通じて、差別落書きがあとを絶たないことは知っていたのですが、実際に見たことはなかったし、こんな風に処理をすることも知らなかったので、とにかく一つひとつが驚きといった感じで、その時は、こうした落書を本当に見過ごすことができないとの思いにまでは、至りませんでした。

当時、こうした落書とは別に、豊中市民を名指しで執拗に中傷する差別落書が、頻発しており、ひどい時には、週に

2～3回も発生し、場所も阪急沿線の各駅や遠いところでは奈良や神戸など、とにかく広域で発生し、その対応に追われていた時でもありました。

私は落書きが発生する度に出動を重ね、半年ほど経過した頃には、差別落書の対応も随分慣れ、手際良く出来るようになってきました。そんなある日、朝出勤すると、電話により阪急新伊丹駅で差別落書発生との連絡がありました。

その日も連絡を受けて、直ちに準備を行い、現地に向かいました。現地では、すでに伊丹支部の方も来られており、豊中市と伊丹市の関係者により、差別落書の確認から写真撮影など一連の作業を行うところでした。私は、先程も言いましたが、それまでに数々対応してきましたから、要領良く作業をすすめ、おそらく、誰が見ても、問題のない

処理の仕方だったと思います。

さて、いつものように消去までの作業を終え、施設の名前は忘れたのですが、伊丹市の公共施設で、関係者により経過の確認を行いました。私にとって、その時のこ

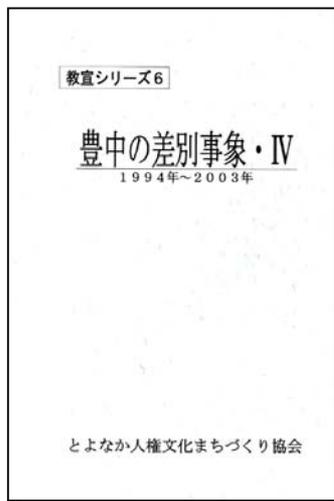
とは、今もしっかりと覚えていますし、その時を境に部落差別に対する考え方や気持ちは大きく変化しました。

それは、伊丹支部の役員をされている女性が話されたことなのですが、「豊中市の職員さんは、本当に手際良く、差別落書の処理をされました。それはそれで感心しました。しかしね、私はあの差別落書を見て、胸を搔きむしられる思いで一杯でした。」「どのように感じておられましたか…」その問いかけに、答えることが出来ませんでした。

しばらくすると、彼女は静かに、しかし厳しく「責めているのではないですよ…。確かにただの落書です、落書は消してしまえばそれで終わりかもしれません。しかし、部落差別によってこれまでどれほど多くの人が苦しみ、時には自らの命までも…。差別によって受けた心の傷は、落書のように消えないのです。そんなことは、あなたも十分わかっているとは思っていますが、単に落書の処理ということだけでなく、問題の本質について考えて欲しいのです」

差別落書の処理は出来るかも知れないが、部落問題とは、そして差別というものが、どういうものなのか…。なにも知らない私を見透かしたような、彼女の言葉でした。

その時は、すごく緊張していたし、返す言葉もなく、ただ首をうなだれるだけだったように思います。ただ、このことによって、私自身が“部落問題”とは“部落差別”とは何か、一生をかけて考



1994年から2003年までの差別事象をまとめてあります。
(500円)

える大きな命題に、初めてぶつかった
んではないかと思えます。

あつという間の15年間でした。

“月日の経つのは早いもの”とよく言
われますが、振り返ってみると、本当に
あつという間の15年間でした。

私が同和対策課で勤務した15年間は、特別措置法時代といわれた33年間の丁度後半期（正確にいうと特別措置法時代の後半14年と法が失効してからの1年で合計15年です。）でもありません。同和対策事業が進められ、地区の状況もかつてのような厳しい状況は改善されていく中で、事業を整理・縮小していった時代なんです。また一方では、心理的差別の解消に向けて、それまでのハード中心から啓発や教育などのソフトへと転換の時代ともいわれました。

法にもとづいて各種の事業を実施し、目に見えて成果はあがっていったし、実際、私もかつての状況は写真でしか知りませんでしたから、表面上だけを見ますと、問題は解決したかのように思われました。そんなことから、「部落問題は、もう解決したのになにをしているの」といった質問を投げかけられたことも、しばしばありました。

私はこうした時代の中で、一方では先ほどの差別落書だけではなく、結婚差別、身元調査、差別電話、数え切れな
いぐらいの差別事象に直面してきました。今でも、一つひとつの差別事象について、目を閉じるとその時の情景やか
かわった人の様子を、はっきり思い浮

課の職員として、15年間、そうした事実
かべることができます。私は同和対策
にかかわってきました、ある意味で生
き証人だと思っています。

部落問題を解決しようとする、多く
の人びとの努力にもかかわらず、何故、
部落差別がなくなるのか、伊丹支
部の女性が言われた問題の本質とは一
体何なのか、今もって明解な答えは持
ち合わせていません。

ただ、私はこの15年の間に、実に多
くの人びとと出会いました。バトンを
受けた寺本さんも、その中のお一人で
す。差別や人権の問題をともに考え、差
別のない社会をつくるために、それぞ
れがさまざまな課題や悩みを抱えなが
らも、一人ひとりがまず身近なことから...。お一人お一人から、勇気や元気を一杯いただきました。

ある方が、こんな出会いを“志の縁”
としてその絆の輪を広げることが、差
別のない社会への近道ではないかと言
われました。

今、その言葉をあらためて噛みしめ
ています。

情報BOX とよなか

HOTARUのたいこ

2005

◆12月23日(金祝)午後1時

◆第十八中学校体育館

参加無料

何の脈絡もありませんが、いま心をうきうきさせてくれるものの一つと、一人です。

映画、コンサート、演劇などの案内が金曜日の夕刊にどっと載ります。これをひとつひとつ丁寧に見ていくのが楽しみです。本屋さんでなんとなく本を見ていて、「やった...」と買い求める楽しみと一緒に。カネとヒマがあれば（特にカネですが...）「見たい」「聴きたい」ものはいっぱいあります。映画ではメジャー系ばかりでなく、アート系、例えば、シネ・ヌーヴォ、第七芸術劇場（12月17日再々開？）シネ・フェスタ、そしてホクテン座までの上映がわかります。

『12人の優しい日本人』（三谷幸喜演出）は「絶対確保するんだ！」という気迫が足りず涙を飲みましたが、『歌わせたい男たち』（永井愛演出）、『メアリースチュアート』（宮本亜門演出）、寺井尚子（ジャズバイオリン）、小沢昭一（語りとハーモニカ）、そして木村充揮（元憂歌団）の30周年ライブにも出会うことができたのです。これはもうたまりません。深夜のTVのドキュメンタリーや映画で「やったーもうけ...」という作品に出会うのも一緒に、「金曜日の夕刊」は私にとっての「玉手箱」です。

この一年映画を何本見ましたか。そのうち日本映画は何本ですか。映画館は減り、スクリーンは増えるという中、アート系には厳しい状況が続いているようです。「小品」と呼ばれる日本映画も見てください。「やったー」と思えるものに出会えますよ。それこそ金曜日の夕刊で探してください。

オダギリジョー、見たり、聴いたりしたことはあるでしょう。ことし上映された日本映

【石原 敏（評議員）】

画で一番出演回数が多い俳優ではないでしょうか。『パッチギ』（井筒和幸監督）、『イン・ザ・プール』（三木聡監督）、『オペレッタ狸御殿』（鈴木清順監督）、『SHINOBI』（下山天監督）、『スクラップ・ヘブン』（李相日監督）そして『メゾン・ド・ヒミコ』（犬童一心監督）という作品が並びます。6作品もすごいことですが、6監督が指名したということは、どれくらいすごいことです。

オダギリジョーに出会ったのは、TVのワイドショーの芸能ニュース以外では、04年の『この世の外へ クラブ進駐軍』（阪本順治監督）でした。スクリーンで見たのは3本ですが魅せられています。『血と骨』（崔洋一監督、04年）でのビートたけしとの格闘シーンをはじめとするカラミよりも、『メゾン・ド・ヒミコ』（下の写真）での、白のカッターシャツ、黒のズボンというシンプルな姿での静かなおさえた方が好きです。

「ゲイのための老人ホーム」メゾン・ド・ヒミコが舞台のこの映画は、キャストがそれぞれ絶品です。うまいです。笑えます。泣けます。ホッとします。柴咲コウもいいですが、舞踊家、田中泯に出会えます。



紹介

文部科学省「人権教育のための指導方法等
の在り方について [第二次とりまとめ]
に対するパブリックコメント

【神原文子（理事）】

文部科学省は、「人権教育のための指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ]」案を
発表し、これに対するパブリックコメントを10月26日（水曜日）～11月18日（金曜
日）のあいだに募集している。このニュースが発行される時には、すでに募集は締め切られ
ているだろうが、できれば、下記のサイトをご覧いただきたい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2005/05102502.htm

（●当会のホームページ<http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>の「資料室」からも
見ることができます。）

10月26日、人権問題・人権教育にとり組んでいる仲間メールから、上記の情報が届け
られた。続いて、別の仲間から、この[第二次とりまとめ]について意見交換をし、できれば、
パブリックコメントを出したい、という連絡をいただいた。急遽、11月6日に会合がもたれ
た。実に、28名の参加であった。おふたりの代表者の方がパブリックコメントをまとめて
くださった。そして、16名が賛同者となった。

今回の件は、メールでの情報網を駆使することにより、非常に迅速な対応がとられたこと
はいうまでもないが、おふたりの代表者の方々のリーダーシップと仲間からの信頼のあつさ、
連帯の力、そして、日本の人権教育がじわりじわりとおかしな方向に向かっているという危
機感がひとつになって、非常に限られた時間のなかでまとめられたという点で、特筆すべき
と言えるだろう。

[第二次とりまとめ]と、それにたいする私たちのパブリックコメントを、ひとりでも多く
の方々に読んでいただきたいと考え、なかまの了解のもと、転載させ
ていただく次第である。

[第二次とりまとめ]は、一度、さらっと読むと、「結構ええやん」と
いう印象を持って不思議はない。耳ざわりのいい言葉が並んでいる。もっともらしいことが書かれている。たしかに、枝葉は見栄えが
いい。でも、幹の部分は、虫食いや根腐れが見える、というのが私の
印象。だれのための人権教育？ 人権ってなに？ 人権教育ってな
に？ と、再考するにはいいかもしれない。



みなさんの人権感覚を研ぎ澄ませて、先入観なしに、ぜひ、じっくりと読んでみてくださ
い。

「人権教育の指導方法等の在り方について 第二次とりまとめ（案）」に対する
パブリック・コメント

2005年11月14日

代表者2名と賛同者16名

以下は、学校や地域社会において人権教育・啓発に関わる有志があつまり、標記「とりまとめ(案)」の内容を精読し、討議し、とりまとめたパブリック・コメントです。

私たちは、全国全ての学校で、人権教育が取り組まれるよう、こうした文書が文部科学省によってとりまとめられることの意義はたいへん大きいと考えます。そこで、人権教育がより有意義に学校において実践されるよう、18名の総意として、ここにパブリック・コメントを提出します。

(1) 「とりまとめ」そのものの、文書の性格について、明記してください(「はじめに」の項において)

本「第二次とりまとめ(案)」が、今後パブリック・コメントの検討を経て、「第二次とりまとめ」として確定した際に、この文書は どのようなルートで、どのような機関等に配布される予定であるのか、また、この文章は、 どのような機関(例：各教育委員会、学校)によって、どのように活用されることが、研究会議あるいは文部科学省によって期待されているのかが明確ではありません。これらをお示してください。

また、とりわけ に関しては、「とりまとめ」に書かれていることが、《各現場が主体的に人権教育を計画・実施する際に、「参考」にすべきことがらである》のか、《最低基準として実施しなければならないことを示したもの》なのか、あるいは《ここに書かれている以上のことを実施することを制約するもの》であるのかが、読み手にははっきり把握できません。これを受け取った現場において解釈に混乱が生まれることが危惧されます。したがって、「はじめに」の項などにおいて、この文書が「どのように活用されるべきものなのか」について、文部科学省としての、意思表示をしていただく必要があります。

(2) 【参考】【参考例】の出典、位置づけを明記してください(「はじめに」の項などにおいて)

とりわけ、本文書には、【参考】【参考例】が多数挿入されていますが、これらの多くは出典が明らかでなく、《各地の実践例を単に紹介したものである》のか、《できれば現場で実施することが推奨される事例》であるのかも、明確ではありません。これら【参考】【参考例】の出典とともに、意味するところを「はじめに」あるいは各【参考】【参考例】にお示してください。

(3) 学校が、すべての子どもの人権を保障する責務を負うこと、さまざまな立場にある子ども、とりわけ被差別の立場にある子ども、マイノリティの子どもの人権の実現に取り組む責任があることを明記してください(第1章「2. 人権教育の目標について」)

本文書は、「人権教育の指導方法等の在り方」についてのとりまとめではありますが、人権教育の目標は、人権が守られる社会を築くことにあります。したがって、学校においても、教育の方法論を改善するだけでなく、子どもの人権を守るためのシステムを構築するという視点が重要です。学校には、差別



を受けている子ども、虐待を受けているおそれのある子ども、困難な家庭生活を送る子ども、障がいのある子ども、人種、民族、文化の異なる子どもなど、さまざまな子どもたちが学んでいます。

こうした子どもたちの学習権をはじめ、人権の保障に学校が取り組むべきであるという立場を「2. 人権教育の目標について」の項に明記してください。そのことが、結果として人権が尊重される学校の環境を具現化し、人権を通じて教育を行う(“education through human rights”)という、人権教育の重要な側面を実現することにもつながります。

(4) 学校教育において、子どもが人権教育の主体である、という視点を明記してください(第 1 章第 1 節 1 「学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進について」)

学校における人権教育の主体は子どもです。学校において人権教育を計画・実施し、また、人権が守られる学校をつくるプロセスにおいて、子どもたちの参画と意見表明の場を保障することが必要です。P.11には、「児童・生徒の意見をきちんと受け止めて聞く」との文言がありますが、これを、日常的な対話空間に限定するのではなく、児童・生徒の参画と意見表明を明確に位置づけ保障するものとして、明確化してください。また、参画と意見表明の場において、応答的な態度を育むことも、人権教育の大切な要素です。

(5) 人権を「権利主体」と「権限の保持者」の関係性の視点からとらえ、権限を有するもの(教育委員会・学校・教師などを含む)の「責務」を明文化してください。(第 1 章第 1 節「(3) 人権が尊重される学級経営と生徒指導」、第 2 章第 3 節「学校及び教育委員会における研修等の取り組み」第 2 章第 2 節「人権教育の内容及び指導方法等」ほか)

人権教育の目標では、“相互に尊重しあひ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること”ができるようになり、それが「さまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすること”であるとされていますが、人権のための「行動」の範囲が、「私」と「あなた」という私人間に限定されたところに留められていることは、極めて疑問です。

人びとの尊厳を守るための条件を「権利」として位置付けることにより、権限を持つ人びとに「保護・不介入・伸長」を求めることができるようにしたところに人権の意義があるという正確な理解に根ざした表現にすべきです。人権は私人間のものだけでなく、人権の主体である市民と、さまざまな場で権限を持つもの(公権力、職場の上司、教師など)の関係を調整するためのものであることは、人権の発展の歴史を振り返れば自明のことです。



第二に、第 1 節「(3) 人権が尊重される学級経営と生徒指導」や第 3 節「学校及び教育委員会における研修等の取り組み」において、教育委員会・学校・教師は、人権教育を推進するだけでなく、教育という場において、人権を実現する「責務を有する」立場であることを示し、教育権の保障、差別の撤廃などにおいて、率先して取り組むべき存在であること、とりわけ教師は学校内に差別や抑圧の事実があれば、その要因をさぐり、解決に向けて、積極的に行動する責務があることを明記してください。

第三にこの視点から、第2章第2節「人権教育の内容及び指導方法等」のP36に「例えば、人権侵害を受けている児童生徒、経済的・社会的理由等から差別を受けたり、そうした立場にある児童生徒の経験や思いを、学校や教職員又児童生徒が十分に受け止め、これを配慮しつつ人権教育を進める必要がある」との文言がありますが、「配慮」という問題ではなく、「学校や教職員が責任を持って解決する必要がある」と明記してください。

**(6) 個別具体的な課題を、「人権」の視点から学ぶことの必要性を盛り込んでください
(第2節で「人権教育の内容及び指導方法等」)**

本「とりまとめ(案)」では、「はじめに」の項の末尾(注)において、「基本計画」の内容を説明している部分以外に、個別具体的な課題について触れていません。「基本計画」において、人権学習には「普遍的アプローチ」と「個別具体的アプローチ」があると位置づけられているのですから、少なくとも「基本計画」のなかに示された女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人びと、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等に関する、具体的課題の学習が重要であることに言及してください。



しかしながら、これは単に、個別課題をとりあげればよい、ということではありません。個別課題が取り上げられたとしても、その内容が、差別を受ける当事者に対する「配慮」を促すだけの教育であってはならないからです。

個別課題は、「人権」という基準に照らしつつとりあげられるべきこと、これらの当事者が権利の主体として意識化され、エンパワメントすることの重要性などが、学習の中に位置づけられなくてはなりません。したがって、子どもたちが、人権に関わる施策について、具体的にわかりやすく理解できるように取り組む必要があります。その中には、「男女共同参画基本法」「児童虐待防止法」「DV防止法」など、差別撤廃に関わる具体的な法律を加えてください。

その意味で、P8に【参考】としてあげられている「人権教育を通じて育てたい資質・能力」の図の中に、「人権侵害に悩む人々を支援しようとする意欲」という文言がありますが、人権侵害は、決して「悩み」という心の持ちようではありません。当事者の苦しみ、悲しみ、怒りを受け止め、人権を侵害する要因や原因を掘り下げて認識し、上記の法律の活用を含めて、解決していく行動へとつながる意欲を生み出すものでなければなりません。よって、この言葉は直ちに、是正してください。

(7)「教育の中立性」の項に「プライバシー」の位置づけることの問題点について(第II章第2節「(3)教育の中立性の確保」)

プライバシーは大切な権利の一つですが、「プライバシーに関することへの配慮」が「教育の中立性の確保」という項の下に位置づけられていることは、不適切であり、改善を求めます。

学校現場では、教職員が一人ひとりの子どもの背景を踏まえ、その子どもの直面している差別や抑圧の問題を、具体的な教育課題としてとりあげることが、人権教育の出発点であり、求められる原点であるとも言えます。したがって、プライバシー尊重の原則を、「中

立性確保」の項目に位置づけると、子どもの置かれている現状をふまえて、個別具体的な人権課題を解決しようとするのが、個人情報のみだりに扱う行為と捉えられ、「中立性をおびやかす行為である」と誤解される可能性があります。これでは、「中立性」の名のもとに、子どもが直面する差別の現状、子どもの日々の生活の現実すら、教育の中で取り上げることができない事態が生じてしまうことが危惧されます。

また、プライバシーの問題は、「中立性」というあいまいな概念から判断されるべきことではなく、「人権」の視点からとりあげられるべき問題であることを付記いたします。したがって、この項が、第2節の「人権教育の内容構成」の項にあることから、(3)の表題は、「人権という基準に照らした教育内容の検討」とすべきだと考えます。

(8) 意味のある対話のための手続きを求めます

この研究会議は、なんらかの手段によって市民社会と対話を踏まえて結論をとりまとめる必要があります。しかしながら、現在の方法では意味のある対話が保障されていません。議事録公開、用いた資料の公表がされなければ、私たちには結論の妥当性を確認することもできません。私たちの現場の経験を踏まえた意見に対して、研究会議がどのように考えたのか示されなければ対話ともなりません。

第二に、受け取った側は全体像が把握できますが、送った側は、その他の人びとの意見から学んだり、討議を重ねてよりよい提案内容を共に作りあげていく機会が与えられません。したがって、公聴会などの場を設定し、市民が研究会議に対して質問を行ったり、意見を述べたりする公開の議論の場を設けることが何よりも重要であるはずで、具体的には次の3点を求めます。

1. 文部省・研究会議委員によるパブリック・コメントを踏まえた公聴会の実施

研究会議へのコメントを踏まえてどのような結論に至ったのか、公開の場で市民との意見交換を行い、今後の取りまとめに反映していただきたい。このさい、地方での開催も考えられたい。

2. パブリック・コメントの内容と文部省・研究会議の対応の根拠の明示

とりまとめられたパブリック・コメントの内容は、「意見そのもの」だけでなく、「その根拠」に関する記述とともに公開し、採用・非採用等の研究会議の対応をその根拠とともに示されたい。

3. 研究会議の公開・議事録の公表

討議の透明性を確保するため、今後の研究会議については、公開とし、議事録も公表されたい。

以上

情報BOX とよなか

2005 部落問題は今、研究会 / シリーズ「部落問題はどのように伝えられているか？」

その(3) インターネットの世界を通して考える

問題提起 田畑重志さん (反差別ネットワーク人権研究会代表)

◆12月17日(土)午後2時 ◆豊中人権まちづくりセンター◆参加費500円

蛍池地域から

スポーツ交流で人權のまちづくり

11月3日(木)に校区スポーツ交流会が行われ、246名もの参加で大変盛り上がりしました。このスポーツ交流会は、スポーツ活動を通じて、蛍池校区の子どもたちの交流を深め、各地域の自主的組織の育成を図るとともに差別のない明るいまちづくりをすすめることを目的に、毎年文化の日にあわせて行なっています。

近年、子どもたちの状況を見ても「きしょい」「きもい」などお互いの関係を切るだけでなく、相手を傷つけてしまうような言葉が平気で日常的に聞かれる状況を耳にします。その背景には子どもたちを取り巻く社会状況や地域の実情などが影響しているように思います。私たちを含む大人が子どもたちの状況を把握した上で、みんなにとって心地のいい状況を作っていこうと取り組みました。

昨年までは全学年がキックベースボールでしたが、今年は安全性を重視して再度検討し、高学年はボールをスポンジボールに変えたり、守備位置を1メートル下げたりなど工夫し、低学年はルールを簡素化なども配慮してキックポイントになりました。そうした工夫で、昨年までと比べて子ども達もスムーズにゲームに参加できていたように思いました。対戦は町別に行な

われていますが、大きなマンションが出来たりなどで、町別の人数に違いができ、1つの町だけでいくつもチームができたりしていますが、子ども達はそれぞれのチームで頑張っていました。

また、この交流会の目的をより具体的ににする為にチームメイト賞が設定されています。相手チームを非難・中傷していないか、チームで助け合ったりしているか、待機中に危険な行為をしていないか、上級生が下級生の面倒をみているか、などが審査の対象になります。

このせいもあるからか、失敗した子に対して「どんまい、どんまい」と声かけたり、同じチームの子を応援したりと、励ましあう声がかけていることが印象に残りました。

しかし、その一方で、この会のシステムなどがあまり理解されていなかったのか、ボランティアで参加していただいている監督さんや引率者のミスを責める姿があったり、子ども達を見ていても、いい姿ばかりとは言えませんが、それも地域の私たちの課題と捉え、地域で子どもたちを見守っていくきっかけとなればと思います。

【福島智子(事務局)】



豊中地域から

部落問題を軸に出会いとつながりを



「保育教育協議会」では、子どもたちに部落問題をどう伝えるか？学校における部落問題学習をどうつくるか？をテーマにこの間、話し合いやとりくみをすすめてきましたが、11月には二つのあつまりをもちました。

9日には大阪府人権教育研究協議会の酒井さんを招いて「部落問題学習をどうつくるのか」というテーマでの学習会をおこない、府内でのとりくみを聞きました。そのなかで、部落問題学習は差別意識がある限り続ける。地域の実態を知り、一人ひとりの思いを聞くことが大事で、学校だから聞けること・できることがある。知識はそれとして必要だが、それだけで終わると逆差別になるから、人との出会いをつくり、重ねていくことが大事だ。子どもの思いを裏切らず、子どもを仲立ちにして親同士をつないでいく...といったことが強調されました。

酒井さんが話された地域の状況は豊中とはちがいで、そのままあてはめることはできませんが、生活共同体としてのつながりが弱くなり、子どもが少なくなり、「解放子ども会」が解体するなかで子どもも親もつなげれないといった豊中の状況を前にして、いつまでも足踏みをしているわけにはいかないな

あとと思いました。そして、子どもたちが部落問題を前にして揺れるときに、子どもたちのそばにいて支えになれる親・地域でありたいと痛感しました。

また15日には、今年の全同教大会(11/26~28、宮崎市)で第五中学校が去年の一年生のとりくみ(寺本知さんを取りあげた芝居など)を報告しましたが、そのリハーサルをかねた報告会をもちました。かつては五中でも部落問題学習で地域の人々のききとりがとりくまれていましたが、状況の変化や人の入れ替わりなどもあって、ここ10年ほど地域とのつながりがもてないままでした。それが、この間の「保育教育協議会」の動きのなかでこの芝居のとりくみにつながり、子どもはもちろん、地域や校区のいろんな人たちが出会い、つながっていきました。

「保育教育協議会」のとりくみは、まだまだ「答えさがし」の途上にありますが、こうした活動が部落問題や人権教育への関心の広がり、理解の深まりをもたらし、次の一步につながるよう学校・保育所・児童館・保護者・地域の力をあわせていきたいと思えます。

【佐々木寛治(事務局)】

一人で悩まないで...

人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時 ~ 5 時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

人権週間にあわせて、特設人権相談を開設します

12月5日(月) ~ 9日(金) 13時 ~ 17時 蛍池人権まちづくりセンター

12月6日(火) ~ 10日(土) 13時 ~ 17時 豊中人権まちづくりセンター

同和問題をはじめ人権にかかわる問題について、相談に応じます。

あ・と・が・き

部落問題の解決が国の責務であり、国民的課題であるとした「内閣同和対策審議会答申」が出されて40年が過ぎました。この間、さまざまな分野・レベルにおいて問題解決へのとりくみが重ねられた結果、かつてのように「焦眉の急を要する」問題との認識は薄れました。これまでの成果をふまえ、さらに前に進まねばなりません。他方では手放しでは喜べない現実があることもみておかななくてはなりません。その一つが、引っ越しや不動産の購入に際して、同和地区の所在を尋ねる事例が頻発していることです。そこが同和地区であれば避けたいという、あからさま

な差別意識に基づく行為なのですが、当事者の多くにその自覚がないことに驚かされます。

40年間、見落としていたこと・できていないことの一つがそこにあるのかもしれない。「差別の現実に学ぶ」ということを改めて肝に銘じたいと思います。悲痛な事件・事故、アスベスト被害や耐震設計偽造、新型インフルエンザの脅威など、安定や安心・信頼を揺るがす出来事が相次いでいます。命やくらしが危機にさらされることは、人権の危機でもあります。そこには人間社会のゆがみが映し出されているように思います。自戒と自愛、それに他愛が必要かと思う次第です。

●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806